

技術基準適合証明等申込同意書

ビューローベリタスジャパン株式会社を甲とし、電波法第 38 条の 6 に規定する技術基準適合証明又は電波法第 38 条の 24 に規定する特定無線設備の工事設計についての認証(以下「証明等」とする。)の申込者を乙として、甲と乙とは以下の約定により証明等の業務の申込に関し同意します。

第 1 条(適用)

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する証明等の業務に適用するものとする。

第 2 条(本同意書の有効)

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印または署名を行った日から証明を行った日までとする。ただし、本同意書第 7 条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとする。また、第 8 条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとする。

第 3 条(技術基準適合証明申込書又は工事設計認証申込書)

- 1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合証明申込書又は工事設計認証申込書(以下「申込書」という。)は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全てに対して乙が責任を負うものとする。
- 2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく甲に届出を行うものとする。

第 4 条(技術基準適合証明又は工事設計認証申込書類)

- 1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合証明又は工事設計認証申込書類(以下「申込書類」という。)の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとする。
- 2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとする。

第 5 条(試験結果報告書)

- 1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとする。
- 2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとする。

第 6 条(審査)

- 1 甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が発行する業務規程に基づき、速やかに審査を行うものとする。

第 7 条(秘密保持)

- 1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等、業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負う。
- 2 甲は、管轄官庁である総務省からの指導に基づき、申込書類の内容を開示する必要がある場合は、必要最小限の範囲内で申込書類の内容を総務省に開示することがある。
- 3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から1年間とする。ただしこの期間を书面通知により延長することを甲は拒まないものとする。

第 8 条(責任制限)

- 1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合には、甲はその一切の責任を負いません。
- 2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路や構成に変更や追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負わない。
- 3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負わない。

第 9 条(管轄裁判所)

本同意書に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とする。

第 10 条(協議)

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲および乙で協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。本同意書の締結を証して乙が署名(記名) 押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとする。

甲： 住所 〒224-0033 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東 4 丁目 5 番 17 号
会社名 ビューローベリタスジャパン株式会社
乙： 住所
申込者 会社名
役職、氏名 ④
日付 令和 年 月 日